

日本国憲法 前文より

日本国民は、恒久の平和を念願し、

人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、
平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、

われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を

地上から永遠に除去しようと努めている國際社会において、

平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、

名譽ある地位を占めたいと思う。



ちひろ美術館は、

日本国憲法を大切に守り、

絵本の活動を通じて、

日本と世界の子どもたちが

安心して幸せに暮らせる

世の中の実現を目指しています

いわさきちひろ 見つめる子どもたち 1969年

CHIHIRO ART MUSEUM



公益財団法人いわさきちひろ記念事業団
ちひろ美術館



『井上ひさしの子どもにつたえる日本国憲法』
(絵・いわさきちひろ 講談社刊)を紹介する
動画をご覧ください。朗読：齊藤とも子
chihiro.jp

日本国憲法 第九条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、
國權の發動たる戰争と、武力による威嚇又は武力の行使は、

國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、
これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



ちひろ美術館は、

日本国憲法を大切に守り、

絵本の活動を通じて、

日本と世界の子どもたちが

安心して幸せに暮らせる

世の中の実現を目指しています

いわさきちひろ あざみと子どもたち 1968年

CHIHIRO ART MUSEUM



公益財団法人いわさきちひろ記念事業団
ちひろ美術館



『井上ひさしの子どもにつたえる日本国憲法』
(絵・いわさきちひろ 講談社刊)を紹介する
動画をご覧ください。朗読：齊藤とも子
chihiro.jp